



国外財産調書の不提出等に罰則

国外財産調書制度

国外財産に係る所得や相続財産の申告漏れが近年増加傾向にあり、国外財産に関する課税の適正化が喫緊の課題となっていました。このような背景から、平成26年1月より、国外財産調書制度が導入されています。

国外財産調書の提出義務者

居住者*（非永住者**を除く）で、その年の12月31日において、その価額が5千万円を超える国外財産を有する個人は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければなりません。

国外財産

国外財産とは、国外にある財産をいい、「国外にある」かどうかの判定は、財産の種類ごとに行うこととされ、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることになっています。

所在の判定の例示

財産の種類	所在
動産若しくは不動産	動産又は不動産の所在地
金融機関預金	預金を受入れた営業所又は事業所の所在地
社債若しくは株式	発行法人の本店又は主たる事務所の所在地 ただし、口座が開設されている場合には、口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在地

国内金融機関の口座で管理されている外国有価証券は国外財産調書の対象外となります。同様に、外国銀行の在日支店を含め、国内の支店に開設した口座に預け入れている外貨預金は国外財産調書の対象外となります。

国外財産の価額

国外財産の価額は、その年の12月31日における時価又は時価に準ずるものとしての見積価額によることになっています。また、邦貨換算は、同日における外国為替の売買相場(対顧客直物電信買相場又はこれに準ずる相場)によることとされています。

「財産及び債務の明細書」との関係

確定申告書の提出の際に「財産及び債務の明細書」の提出が必要な方で、国外財産調書の提出が必要な方は、「財産及び債務の明細書」の備考欄に、「国外財産については、国外財産調書に記載のとおり。」と記載します。

虚偽記載及び不提出に対する罰則

平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について、虚偽記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由なく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。なお、上記の罪については、情状により処罰する必要がないと認められるときには、刑を免除することができることとされています。

*:「居住者」とは、国内に「住所」を有し、又は、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいいます。「住所」は、個人の生活の本拠をいい、生活の本拠かどうかは客観的事実によって判定することになります。「居所」は、その人の生活の本拠ではないが、その人が現実的に居住している場所とされています。

** :「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である個人をいいます。